

第 44 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2015 年 7 月 12 日 発 行
URL: <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a> email: <a href="mailto:sodan@hijokin.org">sodan@hijokin.org</a> 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	<b>非常勤の声</b>	委員長: 新屋敷 健 email: <a href="mailto:take0shin@gmail.com">take0shin@gmail.com</a> 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

1. 立命館大学、非常勤講師の定年引き下げ、5 年上限で雇い止めの授業担当講師制度導入の暴挙 p. 1-2
2. 立命館大学の過半数代表選挙、当組合の立候補者及ばず p. 2
3. 6 月 23 日 阪大共同団交報告 p2-3
4. 期限付き雇用教員の失業保険問題 p. 3
5. 夏季カンパのお願い p. 4

## 立命館大学、非常勤講師の定年引き下げ、5 年上限で雇い止めの授業担当講師制度導入の暴挙!!

5 月 20 日、立命館大学の常任理事会は非常勤講師に対する雇用契約を変更する決定をしました。当組合は、この変更における定年引き下げは労働条件の不利益変更であり、5 年雇い止めの授業担当講師制度の新設は脱法行為（改正労働契約法 18 条違反）である、と考えます。

以下、理事会文書からの抜粋です。

### 1 現行の非常勤講師にかかる対応

- ① 2016 年 4 月以降、非常勤講師としての新たな雇用は行わない。
- ② 前記①にかかわらず、2015 年度に非常勤講師として雇用契約があるものについては、経過措置として、科目の適合性および専門性を勘案し、現行の非常勤講師制度による契約更新を行うことがあ

る。雇用年齢上限は 70 歳（組合注：現行 75 歳）。ただし、経過措置あり。

- ③ 2015 年度に非常勤講師として雇用契約にあったもので、2018 年 4 月以降、改正労働法に定める無期転換の要件を満たした場合（組合注：2013 年 4 月以降連続して非常勤講師の職にあったもの）は、本人の申し出により無期労働に転換する。無期労働契約になることにともない、以下の 4 点を設ける。これ以外は直前の非常勤講師契約の労働条件と同じ。

- 1) 定年を満 70 歳とする。ただし、2016 年 3 月 31 日時点の年齢が満 61 歳から満 74 歳のものにあっては経過措置を定める。
- 2) 本学の授業編成方針にしたがうこと。
- 3) カリキュラム改革等により担当する授業時間数に変動があること。

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(江尻) 月の午後、水の午後 メール：[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)(随時)

4) カリキュラム改革等により、他の学部で開講する類似の授業科目等をふくめ授業科目がすべてなくなる場合解雇となること。

## 2 授業担当講師の新設

- ① 現行の非常勤講師制度に替わる新制度として、2016年4月から授業担当講師制度を設ける。
- ② 雇用期間は、1学期、1年または集中期間とし、双方合意の場合、契約を更新することがある。ただし、5年目を超える契約の更新は行わない。
- ③ 雇用年齢上限は70歳とする。

理事会側の説明によると、この方針は私立大学連盟で決めたのではなく、立命館大学独自の決定であるとのこと。7月中旬にはこれらの内容を非常勤講師規程にし、過半数代表の意見を聞くそうです。当組合は定年を75歳から70歳に引き下げることは不利益変更であること、また、授業担当講師の新設は非常勤講師から更新の期待権を奪うことと無期転換権の行使をさせないことが目的であると考えています。今後、この規程の改正を求めて団交を要求する予定です。(文責 長澤)

# 立命館大学の過半数代表選挙、 当組合の立候補者及ばず

6月下旬に行われた過半数代表選挙(衣笠キャンパスと琵琶湖草津キャンパス)の結果をお知らせします。

衣笠キャンパスでは教職員組合推薦の山岡さんが当選、当組合推薦の長澤候補は及びませんでした。総投票数738、有効投票数632、山岡450、長澤182。なお、昨年は総投票数777、有効投票数645、小川(教職員組合推薦)432、長澤213でした。

琵琶湖草津キャンパスでは教職員組合推薦の田中さんが当選、当組合推薦のマークさんは及びませんでした。総投票数514、有効投票数437、田中357、マーク80。なお、昨年は総投票数636、有効投票数517、田中(教職員組合推薦)398、マーク119でした。

当選はできませんでしたが、今後も教職員組合と連携して少しでも働きやすい職場にするべく努力する所存です。(文責・長澤)

## 6月23日阪大共同団交報告

2004年の国立大学法人化前から勤務してきた長期非常勤職員約170人の2015年3月末大量雇い止め問題と闘う関西単一労働組合大阪大学分会と共同で、6月23日に阪大と団体交渉を行いました。今回焦点になった

のは、管轄省庁の文部科学省の全国の国立大学法人への2004年3月15日付通知「法人化後の非常勤講師の給与について(通知)」が「非常勤講師については、法人化後『短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律』

(いわゆる『パートタイム労働法』)の適用を受けることになる」旨を明記しているのにもかかわらず、阪大は非常勤講師(とティーチングアシスタント(TA)・リサーチアシスタント(RA)・アルバイト)を労働者と認めず「民法第656条の準委任契約たる委嘱契約」なのか、という点です。阪大はその根拠として「独立行政法人通則法」第2条第2項で、国立大学法人は「公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立って執行する

ことが求められるもの(中略)を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様な良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人」なので「一定の自主性及び自律性」があることを挙げていました。阪大の法律の恣意的解釈と悪用は許せません!

(文責：新屋敷)

## 期限付き雇用教員の失業保険問題

Aさんは昨年まで福岡大学で8年間、期限付き教員をしてきました。現在は大阪府に転居し、新しい勤め先を探しています。Aさんが、新しい就職先が決定するまで失業保険を受給するために大阪のハローワークに行ったところ、「離職証明書」の提出がなければ支給できないと言われました。大阪のハローワークから福岡のハローワークに問い合わせてもらったところ、福岡大学からAさんは週8コマだったので、失業保険の資格時間の週20時間を超えていないので雇用保険の受給資格がない、雇用保険に加入していないので「離職証明書」は出せないと言われ、現在まで失業保険を受給できないでいます。(組合からも同様の回答要求書を大学に出しましたが同じ回答が返ってきました。)

Aさんの話では、授業の担当コマ数は週8コマだが、それ以外に授業の準備、小テストの採点、学生相談、留学生の世話、オープンキャンパスの手伝いなどがあり、週8コマ分

だけを労働時間とするのはおかしい、実際週20時間以上労働している、さらに研究室もあり、長期の旅行等に行く場合も大学に届ける必要があり、実質専任並みの扱いを受けており、雇用保険に加入していなかったのは事業主である大学に問題があると言っています。また、Aさんは私学共済に加入しており、その資格要件は週30時間以上です。私学共済に加入しているのは、これに当てはまるためとみなされます。私学共済に入れて雇用保険に未加入なのはおかしいことです。

2006年の厚生労働省の通達で、雇用保険に入っていない大学教員を雇用保険に加入させるよう要請し、現在ではほとんどの私立大学の専任教員は雇用保険に加入しています。専任教員より失業の可能性が高い期限付き教員を雇用保険に入れていないのは明らかに問題です。Aさんは現在、福岡労働局の雇用保険審査官に対して審査請求をおこなっています。(文責：江尻)

雇い止め・減コマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(江尻) 月の午後、水の午後 メール：[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)(随時)

## 夏季カンパのお願い！！ 関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

関西圏大学非常勤講師組合が結成されて、まもなく11年半を迎えようとしています。ニュースにあるように関西圏の大手私学が労働契約法18条（5年で無期契約への転換権の発生）への対応を決めてきています。しかし、そのほとんどが新規採用の非常勤講師に契約の更新回数を最初から制限する内容です。これは、明らかに無期転換権を行使させない「脱法行為」です。たたかいは始まったばかりですがご支援をよろしくお願いします。また組合財政も昨年度は赤字となり大変苦しくなっています。カンパもよろしくお願いします。

### 愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

## 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにもあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: [sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで（fax 072-695-8031 江尻自宅）で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に  組合員として加入します  賛助会員として加入します

氏名

氏名のフリガナ

住所（      ）

Tel

Fax

Email

専門分野

担当科目

非常勤出講先（専任教員の方は専任教も）

組合費：10000円/年（年収150万円未満の方は4000円/年）

賛助会費：1口1000円/年（3口以上の協力をお願いします）